

第32回 鬼北町農業委員会総会

1. 開催日時 令和2年2月19日(水) 午後1時30分～午後2時37分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
6	有田亜佳	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

2	赤松拓也	7	高田光一
---	------	---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第147号 非農地証明願について

日程第5 議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第32回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>先月の農業委員会の総会の時に挨拶で今年は暖冬で雪の降らない年になりそうだという話をさせていただいておりましたが、ちょうど昨日雪が降りまして、どうしても私の地元の方でも毎年冬になって雪を見ずに春を迎えると何となく不安な感じもしますが、ようやく白いものを見てようやく冬が来たなという感じがしております。</p> <p>なお、今日は32回の農業委員会総会ということで、それぞれ議案をお手元に配布しておりますので内容に従いましてご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>ただし、有田委員が今こちらに向かっているということですから、揃いましたら12名となります。</p> <p>なお、赤松拓也委員、高田光一委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第32回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>議案書の訂正箇所がございますので確認をお願いします。</p> <p>事務局、説明してください。</p>
事務局	事務局説明
議長	<p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に13番 谷口雄記委員、1番 高田洋一委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p>

	を議題といたします。 なお、順位1番については、委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。該当委員が退席後に審議をいたします。〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位1番 説明】
事 務 局	2月17日に譲受人、高田光一委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第145号 順位1番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	事務局は、〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	ここで議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
議 長	議長を交代しました。 続いて、議案順位2番について、川平委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。

	【議案書に基づき、議案第145号 順位2番 説明】
川平委員	2月17日に申請者の代理人、事務局2名、山本推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第145号 順位2番 説明】
川平委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。 議長を川平委員に交代します。
議長	議長を交代しました。 続いて、順位3番について、二宮正宏委員より説明願います。
二宮委員	議席番号5番、二宮です。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位3番 説明】
二宮委員	2月17日に譲受人、井伊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第145号 順位3番 説明】
二宮委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
議 長	議長を交代しました。 続いて、順位4番について、川平委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号14番川平です。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位4番 説明】
川 平 委 員	2月17日に申請者の代理人、山本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第145号 順位4番 説明】
川 平 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。 議長を交代します。
議 長	議長を交代しました。 日程第3 議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順

	位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第146号 順位1番 説明】
高田委員	2月17日に譲受人、赤松委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第146号 順位1番 説明】
高田委員	以上により申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第146号 順位2番 説明】
谷口委員	2月17日に譲渡人、譲受人、鎌田推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第146号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	議席番号1番、高田です。 農地の区分が第1種農地ということですので、第1種農地は、原則不許可ということになっていますが、許可できる見解について、位置図によって、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。
事務局	添付している住宅地図をご覧くださいと思います。

	申請地から右側部分は農振農用地がほとんどですけれども、10ヘクタールを超える広大な農地が広がっておりまして、1種農地になります。ご指摘のあった件ですが、該当農地の隣に譲渡人の宅地がありますが、ここは広い1筆の農地でしたが、家を建てたいということで分筆をしており、その一画になります。譲渡人宅の隣であれば家がつながっていると見なして完全に集落接続になりますが、1筆空いた状態になるので心配して県に見解を確認したところ、地図の下の方には家がつながっていますし、上の方にも集落があるということで、集落が全く無い状態ではないと。なおかつ、譲渡人宅やその隣も家からの距離も20～30mになりますので、その範囲であれば集落接続と見なせるという見解をいただきましたので、今回集落接続可能ということで議案といたしました。
谷口委員	合わせて補足ですが、申請人に部落にも加入して一緒に部落を繁栄させてもらえないかと要請したところ快く受けていただき、家が完成すれば部落行事にも積極的に参加していきたいというお答えもいただきましたので、許可をいただきたいと思います。
議長	第1種農地の住宅転用の関係で第1種農地の許可要件で採択されるのは、先ほど言われた集落接続ということで、例外規定を設けて承認されている経緯もあります。各農業委員も理解されていると思いますが、ほかにご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、その他ご意見もないようですので採決いたします。議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって、議案第146号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第147号「非農地証明願について」を議題といたします。順位1番について、事務局より説明願います。
事務局	事務局の岡崎です。議案第147号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第147号 順位1番 説明】
事務局	2月17日に申請人の代理人、高田光一委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。芝委員には、別日に確認いただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第147号 順位1番 説明】
事務局	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。なお、写真を添付しておりますが、〇〇番の道沿いに

	竹が生えている農地について、確認したところ竹藪の中に雑木が数本見られすぐ横が水路となっており、農地はかなりの傾斜がついた土地でした。竹を切って農地として利用するのは困難であることを委員さんにも確認していただき判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第147号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第147号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。なお、順位11番及び順位46番以降は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から10番までを一括審議し、順位11番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から11番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第148号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第148号 順位1番から10番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から10番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から10番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	（〇〇委員 退席）
議 長	それでは、順位11番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位11番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第148号 順位11番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位11番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位11番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位11番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は、〇〇委員を呼んできてください。
	（〇〇委員 着席）
議 長	それでは、順位12番から順位48番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位12番から48番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第148号 順位12番から48番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位12番から48番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位12番から48番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位12番から48番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位49番から54番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位49番から54番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第148号 順位49番から54番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位49番から54番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位49番から54番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位49番から54番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は、〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	〇〇委員は退席願います。

	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 5 5 番から 6 4 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 5 5 番から 6 4 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 4 8 号 順位 5 5 番から 6 4 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 5 5 番から 6 4 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 4 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 5 5 番から 6 4 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 4 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 5 5 番から 6 4 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は、〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 6 5 番から 8 6 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 6 5 番から 8 6 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 4 8 号 順位 6 5 番から 8 6 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 6 5 番から 8 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

